宮城県森林審議会議事録

日 時:令和6年2月14日(水)

午前10時から10時45分まで

場 所:宮城県行政庁舎4階 庁議室

議事

- 1 審議事項
 - (1)会長及び会長代行の選出について
 - (2) 部会の構成について
- 2 情報提供
 - (1) みやぎ森と緑の県民条例基本計画で定める「5つの重点プロジェクト」推進に向けた令和6年度の取組について

(1) 開会

◇司会 【相澤部副参事兼総括課長補佐】

ただ今から、宮城県森林審議会を開会いたします。本日はお忙しい中御出席いただき、 誠にありがとうございます。

なお、委嘱状の交付につきましては、本来は、皆様のお席を廻り、直接お渡しすべきと ころですが、会議時間が限られておりますことから、机上配布にて交付させていただいて おりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、始めに会議の定足数について御報告いたします。本審議会の委員定数は11名で、本日は委員7名の御出席を賜っており、宮城県森林審議会規程第4条第2項の規程による定足数を満たしておりますので、本日の会議は成立しておりますことを御報告いたします。

次に、会議の公開について御報告いたします。本審議会は、宮城県情報公開条例第19条 及び宮城県森林審議会規程第9条の規程により、原則として公開することとなっておりま す。本日は、非公開とすべき審議事項等はございませんので、公開で開催いたします。

続いて、お手元に配布している資料の確認をさせていただきます。資料は、次第、出席者名簿のほか、審議事項資料の資料1、情報提供資料の資料2、こちらは資料2-1から2-5までをお配りさせていただいております。資料の不足がございましたらお申し出願います。

それでは開会にあたりまして、水産林政部副部長技術担当の渡辺から御挨拶を申し上げます。

(2) あいさつ

◇渡辺水産林政部副部長

本日は、ご多用の中、宮城県森林審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

当審議会は、2年の任期で委員をお願いしておりますが、本日は改選後初の開催であり、再任の方々をはじめ、新委員の星ひとみさんと、本日欠席ではありますが多田美香さんにも、快く就任をご承諾いただきましたこと、改めて感謝申し上げます。

さて、1月1日に発生しました能登半島地震から、1月半が経過いたしました。本県といたしましても、地震発生直後から支援を開始しておりまして、現在では、全庁的体制で様々な支援を行っております。当水産林政部からも、能登町の避難所運営や漁港被害調査の要員として職員を派遣している現状であります。

このような中、森林・林業関係では、農林水産省の資料によると、石川県全体で、森林 崩壊53箇所、林道施設143箇所、木材加工施設24箇所、きのこ等の栽培施設18箇所など、 非常に甚大な被害が発生しており、今後、山間部の調査が進むことにより、さらに被害が 拡大するものと思われます。

これら林業関係被害の復旧等に関しましても、被災県からの要請があれば職員を派遣で きるよう、準備しているところでございます。

本日は、「会長及び会長代行の選出」と「部会の構成」についての2つの事項を審議いただきますが、せっかくお集りいただいた機会でございますので、情報提供として、令和6年度の県の新たな取組についても御紹介させていただきます。

なお、森林保全部会に配属された方々につきましては、審議案件があるため、引き続き の会議開催となりますので、よろしくお願いいたします。 結びになりますが、本県の森林・林業施策の円滑な推進に向け、格別の御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げ、開会のあいさつとさせていただきます。

(3) 出席者紹介等

◇司会【相澤部副参事兼総括課長補佐】

会議に先立ちまして、本日御出席いただいております委員の皆様を、お手元に配付の出 席者名簿の順に御紹介させていただきます。

森林総合研究所東北支所主任研究員の綾部慈子委員です。

宮城県森林組合連合会代表理事会長の大内伸之委員です。

宮城県林業経営者協会副会長の大沼毅彦委員です。

宮城大学事業構想学群教授の郷古雅春委員です。

元宮城県林業振興協会常任理事の河野裕委員です。

NPO法人宮城県森林インストラクター協会広報部会報委員長の進藤恵美委員です。

本任期から新たに委員に御就任いただきました、ひと・環境設計代表の星ひとみ委員です。

なお、日本ビオトープ管理士会副会長の大山弘子委員、宮城県町村会副会長で、女川町 長の須田善明委員、東北森林管理局仙台森林管理署長の竹中篤史委員、東北工業大学工学 部環境応用化学科准教授の多田美香委員におかれましては、本日所用のため欠席されてお ります。

○県職員の紹介 (略)

○日程説明 (略)

それでは、早速議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、森林審議会 規定により、会議の議長には会長が当たることになっておりますが、本日は委員改選後、 最初の開催であり、会長が決まっておりませんので、会長が選出されるまでの間、渡辺副 部長を仮議長として議事を進めてまいりたいと思います。

それでは、渡辺副部長、仮議長をお願いいたします。

(4)議事

◇渡辺水産林政部副部長

ただいまから、暫時の間、議事進行をさせていただきたいと思いますので、御協力をよ ろしくお願いいたします。

それでは、議事(1)の「会長及び会長代行の選出について」事務局から説明をお願い します。

◇菅原課長

それでは、説明させていただきます。お手元の資料 1 「森林審議会関係法令等」の 1 ページをお開きください。

資料上段の森林法(抜粋)をご覧ください。こちらの枠の一番下、森林法第71条第1項「都道府県森林審議会の会長は、前条第1項の委員が互選した者をもって充てる。」、また、第3項「会長に事故があるときは、第1項の委員が互選した者がその職務を代行する。」と規定されております。これに基づきまして、会長及び会長代行の選出を、委員の

皆様にお願いいたします。

◇渡辺水産林政部副部長

事務局から説明がありましたが、選出の方法は、いかがいたしましょうか。

◇綾部委員

事務局案があれば提示をお願いします。

◇渡辺水産林政部副部長

ただいま事務局案があればとの発言がありましたが、皆様よろしいでしょうか。 それでは、事務局案の方を説明いただければと思います。

◇菅原課長

事務局からは、会長には郷古委員、会長代行には河野委員を御推薦したいと考えております。

◇渡辺水産林政部副部長

ただいま事務局から、前任期に引き続きまして、会長は郷古委員に、会長代行は河野委員にとの案が示されましたが、皆様いかがでしょうか。

〈異議なしの声〉

◇渡辺水産林政部副部長

異議なしとのことでございますので、会長は郷古委員に、会長代行は河野委員にお願い いたします。

これをもちまして、仮議長の務めを終えさせていただきます。御協力ありがとうござい ました。

◇司会【相澤部副参事兼総括課長補佐】

それでは、ここからの議事の進行については、郷古会長にお願いしたいと思います。よ ろしくお願いいたします。

◇郷古会長

改めまして、宮城大学の郷古でございます。

森林審議会においては、多方面の方々が委員におられ、色々な方面から審議事項等を御審議いただけるのではないかと思っております。私自身もまた多方面の一人であり、専門は農業農村整備などですが、最近は様々な分野に関わっております。森林は山の方だけでなく、里地にも存在し、例えば居久根という屋敷林などもその一つで、私はこの居久根にも関わっているのですが、居久根の保全を取り巻く問題は非常に奥深いところがあり、課題解決が見いだせないことが多々あります。

最近、農業農村関係も単独では課題に対する解決策が見いだせなくなってきており、解決のために農業に何かを掛け合わせるということで、「農業×any」という表現をしています。これは森林分野においても言えることと思っております。

本森林審議会におきましても、多方面の分野の委員の方々から、様々な御意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進行させていただきます。

次は(2)「部会の構成について」でありますが、事務局から説明をお願いいたします。

◇菅原課長

先ほど御覧いただきました、資料1「森林審議会関係法令の抜粋」の1ページの一番下に記載のある、宮城県森林審議会規程第8条の規定により、「森林保全部会」と「森林保護部会」の2つの部会を置くこととされております。

また、各部会長並びに委員の所属部会については、ページ中段の森林法施行令第7条において会長が指名し、定めることとされております。

続きまして、2ページを御覧ください。

各部会で御審議いただく内容になります。表の下から4段目になりますが、審議事項欄のとおり、森林保全部会では2の「林地開発許可、保安林の解除に関すること」について、森林保護部会では3の「森林病害虫等防除事業に係る県防除実施基準の策定と変更、また、高度公益機能森林などの区域指定・変更等に関すること」について御審議いただきます。詳細につきましては、3ページ及び4ページに記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

私からの説明は以上となります。つきましては、郷古会長に、委員の所属部会と部会長 の指名をお願いいたします。

◇郷古会長

それでは、委員の所属部会並びに部会長を指名させていただきます。 これから案を配布いたしますので、御覧願います。

〈部会構成(案)配布〉

◇郷古会長

まず、「森林保全部会」でございます。大沼委員、大山委員、河野委員、進藤委員、多田委員の5名の方々とし、部会長を河野委員にお願いいたします。

「森林保護部会」は、綾部委員、大内委員、須田委員、竹中委員、星委員の5名の方々とし、部会長を大内委員にお願いいたします。

以上のとおり定めたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

◇郷古会長

ありがとうございます。

それでは、案のとおり所属部会並びに部会長を決定いたします。

短い時間ではありましたが、以上をもちまして、本日の森林審議会の議事を終了いたします。御協力ありがとうございました。

(6)情報提供

◇司会 【相澤部副参事兼総括課長補佐】

郷古会長、ありがとうございました。

続きまして、次第4の情報提供に進みたいと思います。「みやぎ森と緑の県民条例基本計画で定める「5つの重点プロジェクト」推進に向けた令和6年度の取組について」事務局から情報提供させていただきます。

○みやぎ森と緑の県民条例基本計画で定める「5つの重点プロジェクト」推進に向けた 令和6年度の取組について

菅原林業振興課長説明 (略)

村上森林整備課長説明 (略)

◇司会 【相澤部副参事兼総括課長補佐】

それでは、御質問等があればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

◇綾部委員

広葉樹の流通に取り組まれるとのことですが、現在宮城県では銘木市などは行われているのでしょうか。広葉樹は山形県などでは、県外からたくさん買い付けに来られていると伺っています。

◇菅原課長

広葉樹に特化した銘木市は県内では開催されておりませんが、森林組合連合会が開催している春と秋の記念市においては、針葉樹がメインではあるものの、ケヤキなどの広葉樹も出品されております。そういった際には、関西エリアの材木店などが買い付けに来ている状況にあります。

広葉樹に関しては、岩手県や青森県が先進県となっており、近年は山形も取組を始めている状況で、本県は東北の中では一番体制が弱いのが現状となっております。

◇綾部委員

課題のところで、「川下・川中・川上」とありますが、川下のハウスメーカーなどは、 川上の方から、いつ・どのくらいの量が出てくるのか、供給が見込めないことが原因で、 なかなか利用に至らないということもあり、原木の安定供給が必要だと考えます。

一方で、個人で経営されている方などは、量は必要としないが、欲しいという場合、ど ういった所に相談したらよいか分からないなどの課題もあります。

こういった全ての課題に対応することは難しいと思いますが、様々な課題を汲み取って、制度化していっていただけたらと強く思います。

以上、コメントさせていただきました。

◇星委員

海岸防災林の樹種についてお伺いさせていただきたいのですが、例えば、山の方の植林 も、今まではずっとスギを植栽してきたものの、最近は広葉樹も混合して植えていこうと いう動きがあると思いますが、海岸防災林も広葉樹と針葉樹を混合して植えていくという 計画はないのでしょうか。

◇渡辺水産林政部副部長

東日本大震災の津波により、海岸にあった松林、特に仙台平野の仙台市から山元町に延々と続いていた海岸林は、ほとんどが幹折れや倒伏などで流出してしまいました。

その再生に当たっては、学識経験者の方々から意見をいただきながら樹種等を検討しましたが、やはり高木性の常緑樹で塩に強い樹種ということになると、基本的にはクロマツが最適だということで、波打ち際からある程度一定の距離はクロマツの一斉林ということで、植栽しております。

ただ、やはり広葉樹も入れるべきという御意見もありまして、最前線の波に近いところはどうしても枯れてしまいますので、内陸側の方に一部取り入れたという事例はございます。クロマツ林が今後成林して大きくなれば、風を防ぎ、その他の広葉樹も育ちやすくなりますので、今後、場合によっては追加で広葉樹を入れていくというやり方もあるかと思います。

まだ植えて十年経っておらず、クロマツの高さも人の背を超えたくらいですので、今後については、まだ先の話になろうかとは思いますが、現状でも広葉樹を一部取り入れながら復旧しているという状況です。

◇郷古会長

先ほど重点プロジェクト1の説明で、在来軸組工法の需要が激減したと伺いましたが、 これは他の工法も減っているということなのか、特に在来軸組工法が減っているというこ となのか、教えていただければと思います。

◇菅原課長

説明では極端な表現をしてしまいました。正しくは、全ての工法で減少している現状にありますが、中でも地域材を使った在来軸組工法住宅が含まれる持ち家の落ち込みが大きくなっております。

現在、全ての建築物にソーラーパネルを設置する前提で建築基準法の改正が進められており、また、断熱材の厚さについても、暖房を付けなくても室温を維持するような厚さとするなど、家の建て方が変わってきております。プレハブ工法や2×4工法などの他工法は壁の厚さをある程度自在に変更できますが、在来軸組工法の場合はそうはいきません。木材自体に断熱性能があると言われているものの、設計する場合は、断熱材の性能の約3分の1の性能となりますので、法改正により省エネ基準が義務化さると、在来軸組工法は、これからますます厳しくなってくるのではないかと懸念しております。

住宅着工が低迷している最も大きな要因は、資材価格が上がったことで、住宅の価格が高騰してしまったため、買い控えの状況になっているということが統計に現れているものであり、この状況はこれから回復するのかもしれませんが、いずれ人口減少社会の中で、2008年以前は都内で毎年100万戸以上の住宅が建っていたものが、2040年の見込みでは50万戸に下がるのではとの予測もありますので、それを見据えながら、木材行政にしっかりと取り組んでいかなければならないと考えております。

◇郷古会長

ありがとうございました。これから研究しなければならない部分もたくさんあるように 感じました。

もう1点ですが、海岸防災林の事業の関係について、非常に素晴らしい取組をされてい

ると思っております。震災後に色々な団体やボランティアが海岸林の復旧・復興に取り組んでいる状況を見てきましたが、そういったところを受けて、このグリーンコーストプロジェクトが始まっているものと思っております。

先日別の会議の場で、植えた木の保育管理が問題になっているということで、ボランィアはたくさん入っているものの、地域の方のボランティアの割合がすごく少ないというような話を聞いたのですが、その辺りの情報があれば教えてください。

◇村上課長

これまでに延べ42の団体に森林づくりの活動をしていただきまして、その中には会社等もございますが、地元の団体もいくつか参画しております。正確な数は今お答えできませんが、地元の団体からも参加いただいているところです。

◇渡辺水産林政部副部長

もともと海岸林は伊達政宗時代から造成されてきたものであり、これは現在国有林となっている場所ですが、昭和の初め頃には海岸林の機能が見直され、海岸林の更なる強化のため、また、冷害対策の雇用の場という一面もあり、国有林の海側の方に砂が付いて広がった前浜に、県や市町村が、地元の方を雇用して松林を増設していったという経緯がありました。

その頃は、地域の住民の方々に植栽した松の維持をある程度お願いしており、住民の方たちは維持管理もしながら、焚き付けの材料として松葉や枯れた木をうまく利用するなど、地域に密着している海岸林であったわけでありますが、燃料革命が起き、松の葉や木が要らなくなり、さらに松の木が大きくなり手入れが不要になるなど、だんだんと地域の方々も海岸林から疎遠になっていったという事が震災前もありました。

さらに震災後は、住民の方々がいなくなってしまったというところもあって、さらに疎遠となっていったというのが現状です。

現在活動されている団体の中には、地域の方々が中心に携わっている団体もあれば、全く他からも来た方もいるという中で、我々としてはなるべく地域の人たちを巻き込みながら、震災の伝承や松林の役割などをきちんと伝えていかなければならないというところを目指しながら、取り組んでいる状況でございます。

なかなかすぐに地域の方々でそれをできるという状態ではありませんが、この森林づくり協議会の理念としては、地域の人たちに海岸林の役割などを伝承していきたいという思いで、今取り組んでおります。

◇河野委員

海岸防災林についてですが、最後の目標指標状況というところで、政策IVの海岸防災林の保育管理面積について、その上段の海岸防災林の造成面積の実績が753ha、令和9年度の保育管理面積の目標は753haということで、これは令和9年度までに一回は本数調整伐などを行うということでよろしいでしょうか。

◇村上課長

下刈や本数調整伐等を実施するという目標になります。

◇河野委員

ぜひ予算化などしていただき、実行していただければと思います。

◇村上課長

県の治山事業の方で進めていくこととしております。

◇大内委員

重点プロジェクト1の木材の需要創出について、素材生産量は令和4年度で68万5千m³と、70万m³を目指してぐんぐん伸びてきたところですけれども、ウッドショックからの反動で、昨年は、例えば合板工場で前年比の半分近くまで落ちてしまったということで、我々の方からも合板工場に県産材を優先的に扱っていただくようお願いしているものの、先ほど御説明のあった住宅需要の低迷などから、なかなか厳しい現状にあります。

そういったことから、昨年は森林組合系統でも丸太が6千~7千m³滞留してしまい、売り先がなくなったというような状況もあり、県にも御協力いただき、気仙沼港から輸出をしたところです。

我々も積極的に国産材利用の推進に取り組んでいきますが、県からも石巻市内の合板工場や製材工場などに助成をいただきながら、県産材を優先的に使うメリットなどを働きかけていただけないかと思っております。需要拡大にどのように取り組んでいけばよいかという点について、よろしくご指導お願いいたします。

もう1点が再造林についてですが、この頃再造林率は伸びてはきましたが、さらに伸ばしていくためには、100パーセントには届かなくても、伐ったら半分以上は植えていくという方針を立てて取り組むようにしています。しかし、我々の方では鹿の問題が大きく、防護柵の網の補修をしないと、植えた木がすぐに食べられてしまうということもあり、植栽と防護柵の設置・補修等をセットにして、補助率の拡大をしてもらえればと思っております。現在、不足する分は組合の方で積立金を崩し、所有者から負担のないようなやり方をしておりますが、2050年カーボンニュートラルのことを考えれば、国民の為の山の造成という面もありますので、その辺りを御検討いただければと思います。

また、経営計画を立てなくても、どこでも補助金を同率にもらえるようなシステムにならないものかという点について、以上2点を御検討よろしくお願いいたします。

◇菅原課長

需要の創出について、森林資源が充実しているという点は全国が同じ状況にある中での 需要の低迷ということですので、なかなかこれをやれば大丈夫というような解決策はない のかもしれませんが、一つは、対中国を見た場合は船で輸送する上で一番遠い位置にある のが宮城・岩手だと思いますが、北米をターゲットにした場合は優位性が逆転しますの で、輸出に関してはある程度国の方に動いていただきたいという思いはあるものの、県内 の業界の方々と、まずは勉強会から製品輸出に向けた検討を始めていきたいという思いを 持っております。

併せて、現在、東北では森林資源の充実を背景に、年間原木消費量20万m³クラスの製材工場や加工工場の建設が進められておりますので、この辺りが限られた需要の中でどのように機能していくのかという点についても情報収集をしながら、また、県内の関係団体からも御意見をいただきながら、需要創出に向けた取組を幅広に推進していきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

◇渡辺水産林政副部長

再造林について、私の方から補足させていただきます。

資料2-4について、資料左下に拡充事項として、補助率10分の3(査定係数180)と記載がありますが、これは、基本的に国では10分の3を補助しますが、査定係数の180を掛けるので、10分の5.4を国が出しますということになります。これに対し、県は10分の2を嵩上げで補助し、これにも査定係数180が掛かってきますので、実質は10分の9の補助金が出るということになります。

これに既存の宮城県独自の宮城森林づくり支援センターからの苗木代支援、こちらは予算があればヘクタール当たり12万円まで支援するというものですが、この支援を入れると、概ね10分の10が補助され、手出しなく再造林に取り組めるのではないかと思っています。

さらに、この林相転換特別対策は花粉発生源対策としての国の肝いりの制度ですが、この制度とは別に、ヘクタール当たり30万円が出る制度が作られるということも伺っておりますので、森林所有者の手出しはほぼなくなるのではないかと思っております。

ただし、新聞にも出たかもしれませんが、重点区域を県庁から50キロメートル範囲に設定するということで、例えば石巻や気仙沼、栗原の方では外れるエリアが出てくるので、補助率が下がってしまう可能性があります。そういった地域については、国庫補助ではなく、県単予算で同様にカバーできるような仕組みを作っていく必要があるものと考えておりますので、今後皆さまからの御要望もいただきながら、検討してまいりたいと思っております。

◇大内委員

この補助金は鹿柵も対象となるのでしょうか。

◇渡辺水産林政副部長

後ほど確認して回答いたします。

◇司会 【相澤部副参事兼総括課長補佐】

他にございますでしょうか。

質問が無いようですので、最後に次第5「その他」でございますが、委員の皆様から何 かございますでしょうか。

それでは、事務局から今後の部会の開催予定について御連絡いたします。

◇事務局【橋爪技術補佐(企画推進班長)】

この後、午前11時から、森林保全部会を開催させていただきます。

先ほど、森林保全部会への所属が決定しました、大沼委員、河野委員、進藤委員におかれましては、引き続き、御出席をお願いいたします。

また、森林保護部会につきましては、現時点で、次回の開催時期は未定となっております。開催することが決定しましたら、あらためて、具体的な日程等について、各委員の皆様と調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◇司会 【相澤部副参事兼総括課長補佐】

この件につきまして、何か御質問はございますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の宮城県森林審議会を終了させていただきます。本 日はありがとうございました。